平成２３年（フ）第８５号
相模原市南区西大沼５丁目13番14号
債務者　長滝　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８６号
相模原市中央区光が丘３丁目６番17―３号
債務者　寺﨑　弘康
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８７号
相模原市緑区二本松１丁目７番12号　エスポワール203
債務者　鈴木　道夫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８８号
相模原市緑区二本松１丁目７番12号　エスポワール203
債務者　鈴木　愛子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８９号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目41番９号
債務者　中嶋　伯子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９２号
新潟市西区内野潟端2575番地
債務者　清水　貴光
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０１号
新潟市北区長戸呂3505番地
債務者　曽我　佳代
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７号
新潟市中央区和合町２丁目10番７号、前住所新潟市中央区天神１丁目15番地１　Ｄ’クラディア新潟駅前402号
債務者　荒木　哲雄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
新潟市江南区亀田水道町４丁目５番35号
債務者　野上　　猛
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７号
新潟市中央区上沼661番地　シャーメゾンランブルＤ101号
債務者　大野　真也
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２８号
新潟市東区東中島２丁目22番１号　レオパレスｃｏｔｔａｇｅ204号
債務者　佐藤　美佐
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３０号
新潟市北区早通南５丁目２番28―44号
債務者　鈴木比呂志
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３１号
新潟市西区寺尾上４丁目17番15号　ホンダマンション102号、前住所新潟市西区五十嵐東１丁目５番55号　エスペランサＢ号
債務者　冨澤　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３３号
新潟県燕市吉田弥生町６番11号、前住所群馬県太田市下浜田町229番地４　マーベラス208号
債務者　三冨　　竜
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３５号
新潟市西区寺尾東１丁目１番30号　新潟昭和ビル503
債務者　平田　佑介
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４２号
新潟市西区浦山３丁目10番５号
債務者　中野　敬夫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
新潟市東区寺山１丁目１番35号　カームメゾンＢ３号
債務者　吉原　春美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部